

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

1 一括質問一括答弁方式

② 一問一答方式

質問件名 生活保護制度の利用者を含めた全ての人々の生活が保障されるために

質問要旨 (初めに質問全体の趣旨、次に具体的な質問内容を項目別に記入してください)

生活保護制度は、憲法第 25 条に基づく制度です。私たちの誰もが、病気になったり、障がいを負ったり、高齢になったり、一人親世帯になったりして、その結果、「健康で文化的な最低限度の生活」を維持できなくなることがあります。そのような場合に、私たちが国に対して、権利として「健康で文化的な最低限度の生活」を保障することを求めることができることを制度化したのが、生活保護制度です。ところが、政府は、2004 年からの高齢加算の削減・廃止、母子加算の削減・廃止に始まり、2013 年 8 月からは 3 年間で平均 6.5%、最大で 10%、年額で約 670 億円もの生活扶助基準の引き下げを行い、その後も住宅扶助基準、冬季加算の引き下げなど行ってきました。利用者の権利を制限する改悪をみる中、「生活保護なめんな」ジャンパー事件の舞台となった小田原市は、自らの誤りに真摯に向き合い、「保護のしおり」やホームページの改善など全庁的に議論を重ねています。最後のセーフティネットと呼ばれる生活保護について、生活に困った方たちが SOS をだせるよう、気楽に相談できるような体制づくりをすすめるため、以下の質問をします。

1. 今年度の担当課の職員体制について、ケースワーカーは何人増えたか、うち女性は何人か。標準配置数の充足と有資格者の配置の拡充はあるか。
2. 職員の援助の専門性を高める研修や庁内・関係機関との連携による学びの機会は充実しているか、具体的な取組み内容を示してください。
3. 生活保護受給者と受給を希望する方の視点にたった生活保護行政の見直しとして、気軽に相談できる窓口の実現や当事者の声を聴く機会を設けるなどの取組みはあるか。
4. 市民にひらかれた生活保護を実現するために、市民の理解に向けた情報発信をしているか。
5. (また) 庁内への情報発信をしているか。生活保護の現場をみなが異動したくなる職場、女性も働きたいと思える職場になるよう全庁的課題として位置付けることについて、市としての見解は。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

平成 30 年 11 月 15 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 平野 ひろみ

受付番号【 23 】

26	25	24	23